

九州ルーテル学院大学における障がい理由とする差別の解消の推進に
関する対応要領における留意事項

令和2年4月1日
学長裁定

九州ルーテル学院大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」という。）第7条第2項及び第8条第3項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第7条関係）

対応要領第3条第3号及び第4条のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
- 業務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。
- 障がいがあることを理由に入学試験の合否判定に当たり、正当な評価を行わないこと。
- 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に事務窓口等での対応の拒否あるいは対応順序を劣後させること。
- 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。
- 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 支援を用意できないからという理由で、障がいのある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと。
- 単位の認定基準を満たしていないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、正当な評価を行わず単位を認めること。
- 障がいがあることを理由に、授業受講を免除すること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第8条関係）

合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3号及び第4条のとおり、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差にスロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 著作権法上に規定されている図書館利用に困難のある学生等に対して、図書・資料等の朗読や電子ファイルの提供などにより、資料へのアクセス手段を用意すること。
- 校舎内の移動をやすくする目印や標識等を設けること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保する、また車両昇降場所を教室の出入口に近い場所に変更すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 姿勢保持が困難な学生等のために、教室内に可動式のベッドを用意すること。
- 内部障がい等の障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 自律神経の障がいのために体温調節が難しい学生等が受講する授業の教室の温度を適切に調節すること。
- 教室内で、講師やスクリーンに近い席など、学生が講義中の情報を得やすい席を確保すること。
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 移動に困難がある者の移動を妨げないよう、十分な通路・スペースを確保すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

(意思疎通の配慮)

- 事務室の窓口にホワイトボードと筆記具等を用意して、音声の聴き取りや表出に困難のある学生等が意思疎通を取りやすいように配慮を行うこと。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 画像や映像といった視覚的情報を得ることに困難がある学生等のために、それらの内容を口頭で描写してわかりやすく説明すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 身体機能の障がいにより筆記による書類作成が困難な場合に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 口頭での説明や文字情報のみでは伝わりにくい場合に、手続きや申請の手順を箇条書きや図表等でわかりやすく伝えること。
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、5W1H (Who, When, Where, What, Why, How) を明確にした、より直接的な表現を使って説明すること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言内容を参加者全員が共有できるような工夫を設定して議論の理解を促したり、紙やパソコン等を用いた筆談での発言や意見表明を認めたりすること。
- 多数の学生が不規則に発言をするディスカッション等の場で、情報を整理したり、タイミングよく発言することが難しい発達障がいの学生がいる場合、挙手をして順番に発言をする、発言内容を板書する等の参加しやすくするルールを設けたりすること。
- 入学試験や定期試験において、点字や拡大文字等による情報保障を行うこと。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるとともに紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めること。

- 入学試験や定期試験において、読み書きに障がいのある学生に音声読み上げソフトによる問題の読み取りや、ワープロソフトによる回答を認めること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 本来、外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、保育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障がいのある学生が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、担当教員の許可を得て、板書を写真撮影、PCによる筆記、ICレコーダー等による録音を認めること。
- 板書内容や配布資料を拡大して見るためのタブレットパソコン等の機器の使用を認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 自律神経の障がいのために体温調節が難しい学生等が受講する授業の教室の温度を適切に調節すること。(再掲)
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、一時退室を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。(再掲)
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 授業出席に支援者が必要な場合には、支援者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。